

「子どもの居場所」づくりに向けて

池田市こども食堂支援補助金

子どもの居場所づくりを目的に
「こども食堂」を開設し、運営に取り組む団体に対し、
費用の一部を補助します。



こども食堂って？

心あたたまる食事の提供を通して、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、
誰もが気軽に入れて、地域の人とふれあい、豊かな人間性や社会性を
身に付けることができる場所、それが「こども食堂」です。

【お問い合わせ先】

池田市役所 こども未来部 こども政策課 TEL:072-754-6252

URL:https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kodomo/kodomo_seisaku/kodomo_shokudo/syokudou.html

こども食堂支援補助金の概要・手続きの流れ

詳しくは、池田市こども食堂支援補助金交付要綱をご覧ください。

URL:https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kodomo/kodomoseisaku/kodomo_shokudo/syokudou.html

補助対象団体

- 市内でこども食堂を開設する団体（3人以上で構成）
※営利を目的としない、特定の宗教や政治活動を目的としないことなどが条件です。

補助事業要件

- 令和8年度中にこども食堂を開設予定、またはすでに開設済であること
- こども食堂を継続的に月2回以上開催すること（ただし、できる限り開催回数増加に努めること）

補助金の額

- 新規開設の団体…最大40万円（①15万円+②25万円）
- すでに開設済の団体…最大25万円（②25万円）

① 開設費用（上限15万円）

施設の修繕・改修費用、備品の購入やリース料など、こども食堂の開設にかかった費用の2分の1以内の額

② 運営費用（上限25万円）

以下(1)(2)のこども食堂の運営にかかった費用から料金収入等を除いた額

- (1) 学習支援、地域との交流、心身の成長と社会性を育む体験、孤立を防ぐ取組、その他の子どもの居場所づくり（食事の提供を除く。）に要する経費（上限5万円）
- (2) 食材費、光熱水費、会場の使用料、開催周知のための広告料やチラシ等の作成費用、ボランティア保険料、食品衛生責任者講習受講料など（上限20万円）

手続きの流れ

① 事前相談

補助金の活用により、こども食堂の開設をお考えの方は、こども未来部 こども政策課（池田市役所4階）までご相談ください。ただし、予算の関係上、補助ができない場合もございます。

② 申請

こども食堂支援補助金交付申請書（様式第1号）と必要書類を市にご提出ください。

【必要書類】誓約書（様式第1号別紙）、実施計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、団体等概要書（様式第4号）、会則、会員名簿等

③ 交付決定

申請書の内容を審査し、市が補助金の交付を決定します。

④ 実績報告

事業終了後または年度の終了後に、こども食堂支援補助金実績報告書（様式第13号）と必要書類を市にご提出ください。

【必要書類】事業報告書（様式第14号）、収支決算書（様式第15号）、領収書の写し、子どもの居場所づくりの取組（食事の提供以外）が分かる資料（写真等）

⑤ 補助金交付

補助金の額を確定しますので、こども食堂支援補助金請求書（様式第17号）を市にご提出ください。提出後、市から補助金を交付します。